

「光の道」構想に関する意見

| 意見提出元 | 株式会社 長野県協同電算 |
|--|--|
| 意見項目 | 意見内容 |
| <p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p> | <p>情報化社会と言われて久しくなりますが、情報通信環境の地域間格差、世代間格差をなくし、すべての国民が等しく情報へアクセスできる権利は、今や基本的人権としてとらえる時代ではないでしょうか。</p> <p>この情報アクセス権を確立するためには、地域の実情に応じた通信環境の整備を、自治体の責任や通信事業者の経営視点だけで行うには限界があり、国として責任をもって対応すべきであり、その整備にあたっては以下を要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 未整備の条件不利地域の10%未整備問題と、整備済み地域の30%利用率向上問題を、先ずは別々に議論する。 2. 条件不利地域の整備は採算性の問題から、現状では民間通信事業者だけで対応できないので、当面は民間主導ではなく国の責任として公的資金を投入するのが望ましい。 3. 公的資金を活用した整備事業を合理的に実施するためには、整備方法(通信媒体、実施事業者、提供サービス内容など)は地域の実情に応じて柔軟な選択を可能とする。 4. 公設民営方式とはいえ、公的資金により整備されたアクセス網を長期に亘って特定の通信事業者が独占することは公正な競争環境を確保する観点で好しくなく、全ての事業者が公平・公正に利用できるよう措置すべし、という基本方向に賛成である。 5. 公的資金を活用した競争原理を働かせての整備でも対応できない場合は、個々の通信事業者による整備方針を改め、新たなインフラ整備会社を設立し、各通信事業者に共通の接続基盤を提供する新たなスキームが必要となる。その場合、インフラ整備会社のエリアを条件不利地域に限定してしまうと事業継続性が困難になるため、既存整備地域でのインフラ再構築事業をどう展開するか慎重な議論が必要である。 6. かつて、地上波デジタル放送への切り替えにあたって、電波の届かない難視聴地域へのIP方式による地上波送信を提供すべく、そのコスト捻出のために難視聴でない都市部でのIP方式による地上波再送信を許可した経過があったが、その後、NTTは採算性が採れないという理由から、本来の目的であった難視聴地域での地上波IP再送信サービスを提供できていない。難視聴地域住民を蔑ろにした企業論理であり、ブロードバンド未整備エリア解消問題で同じ過ちは避けた |

| | |
|---|--|
| | <p>い。</p> |
| <p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p> | <p>上記 1.を未整備地域の整備問題、本節を整備済み地域の30%利用率向上問題としてとらえる。</p> <p>利用率停滞の象徴として、PON方式で整備した光ファイバーの8分岐がいつまで経っても2~3分岐程度しか利用されず残りが有効利用されていない実態がある。</p> <p>その原因には、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. NTT 以外の通信事業者が未使用の 8 分岐帯域を利用できないために実質的には競争原理が働かず、NTT のフレッツ光サービスの独占により価格が高止まりしている。 2. 超高速ブロードバンド契約に支払う料金に見合う通信サービスが不足している。 3. 超高速ブロードバンドを利活用するリテラシーが成熟していない。 <p>などが挙げられ、それぞれの対策が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. フレッツ光サービスの価格が高止まりしている原因には、多くの地域ではフレッツサービスしかなく通信事業者間での競争原理が働かないことだけでなく、メタル回線と光回線の維持による二重化コスト負担、工事受託業者間での競争原理が働かない体質によるコスト高、余剰人員整理の限界などさまざまな要因があるが、既存のスキームの改善では抜本的な価格低廉化が図れないとしたら、最終的には上下構造分離という新たなスキームが必要となる。組織内部での自主的な構造改革には限界があり、改革は外部から指導せざるを得ない。 2. NTT 東西を構造分離した「アクセス回線会社」は、巨大な市場と顧客、技術、設備を要する組織となるため、その運営には現在の NTT の支配力を極力排除し、その基盤を利用したい事業者が公正な競争のもとで通信サービスできるよう、オープン性を確保する。また、前記1. の10%未整備地域での整備の優先度を高くして、これ以上の地域間格差拡大を防ぐことが前提である。 <p>いかなるサービスであろうとも有償であり、超高速ブロードバンドサービスが提供可能になっても、利用するかしないは利用者の価格に対する価値観に依存する。</p> <p>64K から8M、20M と接続速度は向上してきたが、100Mbpsならではの通信サービスがそれなりの価格で提供されてこない限り、利用者は現在の DSL サービスや CATV サービスから乗り換えてはくれない。</p> <p>「いつでも、どこでも常時接続できる」ことが重要で、今のところ速度は最優先ではなく、安価な DSL サービス、CATV サービス、3G 携帯接続などで満足しているユーザがいることも事実である。</p> <p>本当に超高速なブロードバンドサービスを国民に提供したいので</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>あれば、通信事業者論理によるインフラ整備方針の議論だけでなく、その通信基盤上で提供されることになる、命や生活にかかわるアプリケーションの整備に関して、機器製造、医療、教育、介護、出版、放送分野など多くの関係業界とのコラボレーションに注力願いたい。</p> |
|--|--|